

○事務局長

それでは、ただいまから平成 30 年度第 2 回多良木町農業委員会総会を開会いたします。まず、谷口会長よりごあいさつをお願いいたします。

○会長

改めましておはようございます。皆さん方には大変お忙しい中に、本総会に出席をいただきありがとうございます。今の季節は、風薫る 5 月といいまして、一年中でもっとも爽やかな季節といわれておりますが、同時に本格的な農繁期にも入ってまいります。

この時期は、田植えの準備等で忙しくなってきますが、例年農作業中の事故が多く発生する時期でもございます。特に耕起作業中のトラクターの事故が多発しまして、転倒が 55%を超えているということです。作業分類では、農業被害が 66%、機械別では、乗用トラクターが 41%と、約半分程度はトラクターの横転による事故が占めているようです。産業別で見えますと、死亡事故発生率では、全産業発生率の農業が 4 倍を超えているということで、交通事故死亡の 2 倍になるそうです。以前はですね、最も危険な産業と言われていたのが建設業で、建設業が一番多かったようです。データを見てみますと 10 年前から現在までに建設業の事故発生率は、半分程度増えておりますが、農業では約 2.5 倍と右肩上がりに増えているようです。ではなぜ農作業の事故が多いのかと言いますと、一番はですね、農業は危険な産業であるという認識がとても薄いと。その中で農業では全く安全にお金と時間をかけていないというデータがあるそうです。建設業はですね、多良木町のことを言いますと、毎年 1 回か 2 回、建設業組合で研修センターで安全に対する研修会等がなされております。社内でも多分なされていると思いますが、農業の世界ではそれが無いと。それと、世の中で安全な機械は存在しないという認識も低いと。それと事故の大きさですね、機械の大小には関係ないと。コンバインでも死亡事故が起きるし刈り払い機でも起きるということです。非常に危険な産業であるということです。事故の原因を見てみますと、8 割は人的なミス、不安全行動であるようです。作業手順を省略した手抜き行動とか知識の不足ですね、能力不足、確認不備、過労などあるようです。それぞれ皆さんが気をつけていただければ事故は少なくなるということを専門家は指摘をしているようです。ですから、現在事故は、起こるべくして起こっているという指摘もあるそうです。安全対策としてはどうかというと、季節や作業内容に適した服装防具を使用する、作業機械への巻きつきや詰まりの除去等には必ずエンジンを止めてから行っていただくということと、先ほどの乗用トラクターでの死亡事故が約半数を占めているということですが、その多くが転倒ですね、圃場から出入りするときに必ず勾配がありますので、それを斜めに通って行くと転倒するという、それが一番多いそうです。ですので、必ず直角に上り下りをする。それと圃場から出た場合には方ブレーキを両ブレーキに変えるということが大事だそうですので、是非ですね、今から忙しくなってまいりますし、トラクターを使う機会が増えてまいりますので、安全には十分注意して作業に臨んでいただきたいと思います。

○議長

今日は、12 番から欠席届が出ております。あとは全員出席ですので、この総会は成立をしております。また、本日は総会終了後に農業公社の高木課長から農地の売買等について研修会を予定しておりますので、最後までおつき合いをいただきたいと思います。よろしくお願いいたしますしておきます。

それでは早速ですが議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名につきましては、私の方に指名を一任させていただきますでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは私の方から指名をさせていただきます。

6 番の田山委員、7 番の星原委員にお願いします。書記につきましては事務局の方で行います。よろしくお願いいたしますします。

○議長

それでは、日程第 2 の議案第 3 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。議案第 3 号の申請の内容について説明をお願いします。

○事務局長

議案第 3 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてご説明いたします。

(3 件の申請についての説明)

○議長

説明が終わりました。

ここで、調査委員からの調査の結果の報告をお願いします。

○8 番

おはようございます。

農地法第 3 条調査書所有権移転について報告します。

農地法に基づく許可検討事項について、議案第 3 号 1 番の説明をいたします。

平成 30 年 5 月 9 日、岩崎委員、10 番西委員、12 番黒木委員と調査しました。調査地は、農振農用地区域内農地です。耕作又は養蓄の事業に必要な機械の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。譲受人は、常時農作業に従事すると見込まれます。譲受人が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計は、13,525 平米で下限面積の 2 反以上です。許可申請に係る農地は譲り渡し人の所有農地です。申請農地は、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。以上のことから、許可条項等による許可要件はすべて満たしていると考えております。1 番の説明を終わります。

続きまして、農地法第 3 条調査書所有権移転、農地法に基づく許可検討事項について、議案 3 号 2 番の説明をいたします。

平成 30 年 5 月 9 日、岩崎、10 番西委員、12 番黒木委員と調査しました。調査地は、農業振興地区域内農地です。耕作又は養蓄の事業に必要な機械の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。譲受人は、常時農作業に従事すると見込まれます。譲受人が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計は 21,754 平米で、下限面積の 5 反以上です。許可申請に係る農地は、譲り渡し人の所有農地です。申請農地は、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝ。以上のことから、許可条項等による許可要件はすべて満たしていると考えております。2 番は終わります。

3 番にいきます。農地法第 3 条調査書所有権移転、農地法に基づく許可検討事項について、議案第 3 号 3 番の説明をいたします。

平成 30 年 5 月 9 日、8 番岩崎、10 番西委員、12 番黒木委員と調査しました。調査地は、農振農用地域内農地です。耕作又は養蓄の事業に必要な機械の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。譲受人は常時農作業に従事すると見込まれます。譲受人が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計は 10,708 平米で、下限面積の 2 反以上です。許可申請に係る農地は、譲り渡し人の所有農地です。申請農地は、農業上効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝ。以上のことから、許可条項等による許可要件はすべて満たしていると考えまゝ。

以上で報告を終わります。

○議長

ありがとうございました。議案第 3 号の申請理由の説明と現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

この件について何かご質問なりご意見のある方は出していただきたいと思ひまゝ。

はい。6 番。

○6 番

3 件の申請物件の場所をもう少し詳しく説明してほしい。

○事務局

(3 件の申請物件の場所を説明)

○議長

はい。ありがとうございました。ほかにありませんか。

ほかに質疑ないようですので、この件については原案のとおり決定したいと思ひまゝが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

はい。それでは議案第 3 号については許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、日程第 3、議案第 4 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定

についてを議題といたします。この件については、議事参与の制限により、4番委員にこの件審議終わるまで退席をお願いします。

関係委員の退席がなされましたので、退席された委員の関係の議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第4号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、平成30年第5回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による別紙の計画書について、4月27日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。退席された方の分を、まずご説明させていただきます。資料の12ページをご覧ください。

(退席した委員の件についての説明)

以上、計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。よろしくをお願いします。

○議長

ただいま議事参与の制限により退席された委員に関する議案の説明が終わりました。この件について何か皆さんがたご意見なりご質問なりないでしょうか。ありませんか。

○議長

ないようですので、退席された委員さんの入席をお願いします。

退席された委員さんの入席が終わりましたので、残りの議案の説明をお願いします。

○事務局

はい。では、総括表の方でご説明を申し上げます。

(残りの分についての説明)

以上計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

○議長

ただいま説明がありましたように、議案第4号は、すべて適格要件を満たしているということです。

これより質疑に入ります。議案第4号について、質問なり、ご意見なりある方は出していただきたいと思っております。

○議長

はい。11番。

○11番

別紙計画書1ページの、数字が間違っていると思うので訂正をお願いしたい。

○議長

議案修正のために、少し休会いたします。

(暫時休会)

それでは、会議を再開します。議案の訂正をお願いします。

○事務局

すみません。利用権設定の使用賃借権の再設定合計の欄がありますが、26,810 を 18,359 に訂正願います。また、その下の 13,405 を 4,954 に訂正の方よろしく願います。誠に申し訳ございません。

○議長

それでは、今説明ありました 2 点を修正していただきたいと思います。

修正した議案を原案として審議をお願いします。

何かほかにご意見なりご質問なりないでしょうか。

(質疑・異議なし)

ないようですので、全員賛成ということで議案第 4 号は、原案のとおり決定します。

○議長

続きまして、日程第 4、議案第 5 号、事前調査委員の指名についてを議案といたします。この件につきましては、次回ですね、総会を 6 月 11 日月曜と事前調査を 6 月 8 日金曜日に予定をしております。日程についていかがでしょうか。いいですか。

(「はい」の声あり)

それでは確認します。総会を 6 月 11 日月曜、事前調査を 6 月 8 日の金曜日の午前 9 時からとします。どちらも午前 9 時から開会します。調査委員につきましては、2 番の児玉委員、3 番の小田委員 13 番の尾方委員を予定しておりますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは改めて調査委員の指名をさせていただきます。2 番の児玉委員、3 番の小田委員、13 番の尾方委員にお願いしたいと思います。

○議長

続きまして日程第 5、報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。事務局より報告をお願いします。

○事務局

日程第 5、報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてご説明します。

平成 30 年の 3 月 27 日から平成 30 年の 4 月 25 日までの受付分になります。

(内容説明)

○議長

ただいま報告第 3 号の説明が終わりました。この件について何かご意見などありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、以上で報告第 3 号は終わります。

○議長

続きまして、日程第6、報告第4号を議案といたします。この件について事務局より説明をお願いします。

○事務局長

日程第6、報告第4号、許可不要転用届けの報告についてご説明します。

(内容説明)

○議長

ただいま報告第4号の説明がありました。この件について、何かご意見などございましたか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、以上で報告第4号は終わります。

以上で、本日提案された議案の審議並びに報告はすべて終了いたしました。

議事録につきましては、発言内容に支障の無い範囲で調整させていただくことをご了承ください。

○事務局

それでは以上をもちまして第2回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記